



建築基準法第42条に基づく道路種別の確認について

かごしま i マップ（市道網図・建築基準法道路）に表示される情報を基に、下表に従って道路種別を確認してください。

市道路線網（市道の路線名等）が表示された場合（※1）

i マップ表記	道路の形態等		
市道 → 路線網	4m以上	_____	
	1.8m以上 4m未満	鹿児島 都市計画内	当該路線により接道を確保 している建築物の有無
		その他の都市計画区域内（※2）	
1.8m未満	_____		

※表注記

- ※1 市道は道路形態等に応じて、矢印の指す右表の道路種別に分類されます
- ※2 その他の都市計画区域 = 吉田・喜入・松元・郡山都市計画区域
- ※3 私有地を含む場合、通行権等の民事上の問題については、別途ご対応ください
- ※4 基準時：都市計画区域が指定された時点又は建築基準法施行時
- ※5 中心後退が基本ですが、道路向かいが5m超えの崖、河川、線路である場合や、道路向かいの敷地が既に後退している場合等は、片側後退となります。

その他の注意事項

- ・ 国道や県道は i マップに表示されていませんが、市道と同様に道路の形態等に応じて道路種別を確認してください。
- ・ 市道路線網と建築基準法道路種別の表示が重複している場合は、以下のとおり優先してください。以下に該当しない場合は、別途、建築指導課へお問い合わせください
 - ① 幅員4m以上の市道と建築基準法道路種別 → 市道を優先
 - ② その他の都市計画区域内（※2）の4m未満の市道と建築基準法道路種別 → 建築基準法道路種別を優先

参照先

かがしま i マップ https://www2.wagmap.jp/kagoshima/PositionSelect?mid=9	かがしま i マップの操作方法 https://www.city.kagoshima.lg.jp/kensetu/kenchiku/kenshido/mochizukuri/kobetsu/kenshiku/sekai.html
	建築基準法43条2項の認定・許可（様式等） https://www.city.kagoshima.lg.jp/kensetu/kenchiku/kenshido/43ninteikyokka.html
市道の幅員について https://www.city.kagoshima.lg.jp/faq-kankyomachizukuri/dourokanri/q20.html	里道・農道等の所管課一覧 https://www.city.kagoshima.lg.jp/nouchiseibi/machizukuri/kotsu/doro/hotogai/kiroku.html
建築行為に伴う市道後退用地整備事業 https://www.city.kagoshima.lg.jp/kensetu/kenchiku/kenshido/koutajoutuizemhoukou.html	1項5号 位置指定道路の証明書発行 https://www.city.kagoshima.lg.jp/kensetu/kenchiku/kenshido/onlinesaijui.html

建築基準法道路種別が表示された場合

i マップ表記	概要
法第42条第1項第 1号道路	道路法による道路
法第42条第1項第 2号道路（※3）	都市計画法や土地区画整理法などによる道路
法第42条第1項第 3号道路（※3）	基準時（※4）に既にあった4m以上の道路
法第42条第1項第 4号道路	2年以内に新設又は変更する予定の道路
法第42条第1項第 5号道路（※3）	位置指定道路（市から指定を受けた私道など）
法第42条第 2項道路（※3）	基準時（※4）に建築物が建ち並んでいた4m～1.8mの道 ※道路後退（※5）が必要になります
法第42条第 3項道路（※3）	市が指定した幅員4m～2.7mの道
道路扱い（※3）	建築基準法上の道路（1項3号、2項等）として扱っているもの ※鹿児島市の独自扱いです ※幅員が4m未満の場合は道路後退（※5）が必要です ※後退を要する道路が市道の場合は、市道後退用地整備事業について意向を示す必要があります
法外道路	建築基準法上の道路に該当しない道等で、以下に分類されます ・法第43条第2項の1号認定又は2号許可の対象 ・同認定、許可の対象外 ※対象、対象外の別は建築指導課審査係にお問い合わせください
無印	現時点において、判断のない道です ※ 別途、建築指導課へお問い合わせください

建築基準法上の道路

- ・ 当該道路に必要な延長以上接することで建築基準法第43条の規定を満足します。
- ・ ただし、敷地と道路に高低差がある場合、階段・スロープ等（一般的な戸建住宅の場合は幅75cm以上）が必要です。

道路幅員等の道路形態については、別途、所管課にお問い合わせください。